

2022年3月

公開草案

IFRS® サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B29巻－医療品流通

コメント期限：2022年7月29日



公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]
付録 B 産業別開示要求
B29 卷一医療品流通

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2号「気候関連開示」〔案〕 付録B 産業別開示要求 B29 卷一医療品流通

コメント期限：2022年7月29日

公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2 「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付隨的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショッピング <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2 号「気候関連開示」[案]*の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関する、企業の重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、SASB スタンダードに由来している (IFRS S2 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている SASB スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、SASB スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易するために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

医療品流通

産業に関する記述

医療品流通産業は、医薬品及び医療機器を購入し、保管し、病院、薬局及び医師に販売する。この産業のサービスに対する需要は、保険加入率、医療に関する支出、及び人口構成に大きく左右される。~~米国の患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA))の下での政府の保険プログラムへの加入者の増加、電子カルテ、及び医療セクターにおける統合は、今後も、この産業を形作っていく可能性が高い。~~ 医療セクターは、継続して、コストの削減と効率性の改善の強調に直面しており、そのことが「医療品流通」産業にも影響する (impact)。この産業に属する企業は、薬局、保険者、及び製造業者の間の統合及びパートナーシップという課題に直面している。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
フリート 燃料管理	輸送重量燃費	定量	ガロン、 トン (US)、マ イル	HC-DI- 110a.1
	物流による環境上の影響 (impact) を軽減する取組み (efforts) の記述	説明及び 分析	該当なし	HC-DI- 110a.2

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
製品カテゴリー別医薬品販売ユニット数	定量	数	HC-DI- 000.A
医療機器の製品カテゴリー別販売数	定量	数	HC-DI- 000.B

フリート燃料管理

トピックサマリー

医薬品及び医薬機器の流通には、広大な輸送ネットワークが必要である。気候変動及び天然資源の枯渇に対する懸念は、燃料の価格設定に影響を与え、医療品流通企業をコストの変動にさらす場合がある。輸送効率を向上させることができる企業は、株主価値を高めることができる場合がある。

指標

HC-DI-110a.1. 輸送重量燃費

- 1 企業は、自社の運送用フリートに係る総輸送重量燃費を開示しなければならない。
- 2 企業は、製品の運送に使用される車両に限定して（主に乗客の輸送に使用される車両は除外する）、運送用フリート全体の輸送重量燃費を計算しなければならない。
 - 2.1 企業は、自社が運用（所有又は長期リースなど）する車両に係る輸送重量燃費を開示するとともに、自社の物流オペレーションの全部又は一部が外注されているか否かを明記しなければならない。
- 3 輸送重量燃費は、消費された燃料の総ガロン数 ÷ 有償トンマイル (RTM) として計算しなければならない。有償トンマイル (RTM) = 輸送された有償貨物（ペイロード）の総重量 × 物品が輸送された総距離（マイル単位）とする。
 - 3.1 ペイロードには有償貨物の重量を含むが、車両本体の重量は除外する。
- 4 各種輸送に係る輸送重量燃費を集計しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 4.1 航空輸送
 - 4.2 海上輸送
 - 4.3 鉄道輸送
 - 4.4 道路輸送

HC-DI-110a.2. 物流による環境上の影響 (impact) を軽減する取組み (efforts) の記述

- 1 企業は、自社の物流オペレーションが環境に及ぼす影響 (impact) を軽減するためのプログラム及び取組みの性質、範囲、及び実施状況を記述しなければならない。
- 2 記述する関連する取組み (efforts) には、フリートの（燃料効率の）性能向上 (upgrade)、代替燃料又は再生可能燃料（又はこの両方）の使用、物流ルートの最適化、及びアイドリング低減プログラムを含むが、これらに限定されない。
- 3 企業は、EPAスマートウェイプログラム、又は同様のプログラムの参加者であるかどうかを説明しなければならない。企業がEPAスマートウェイプログラムの参加者である場合、以下のような参加の性質を説明しなければならない。
 - 3.1 スマートウェイ運送業者

3.2 スマートウェイ物流企業

3.3 スマートウェイ荷主